

## 快適な職場づくり

私たち働く者は、生活時間の3分の1を職場で過ごしています。職場はいわば生活の場ともいえます。その生活の場が暑すぎたり、汚れていたり、不自然な姿勢等の身体に負担がかかる作業であったり、人間関係が良くない場合には、その人にとって不幸であるだけでなく生産性の面からも能率の低下をきたします。そこで今回は、快適な職場づくりについてご紹介いたします。

### 快適な職場づくりのポイントと改善事例



労働安全衛生法では、快適職場づくりが**事業者の努力義務**とされ、「**事業者が講ずべき快適な職場環境の形成のための措置に関する指針**」（快適職場指針）が厚生労働大臣から公表されています。この指針では、4つのポイントに沿って職場の改善を進めるよう示しています。

また、**快適職場事例集**では、実施内容について紹介しています。快適な職場づくりを進める際に参考にしましょう。

4つのポイント	課題例	改善例
<b>①作業環境</b> 不快と感じることがないよう、空気の流れ、臭気、温度等の作業環境を適切に維持管理すること。	事務室に精神的な安らぎが少ない	観葉植物、四季の花々を置く 
<b>②作業方法</b> 心身の負担を軽減するため、相当の筋力を必要とする作業等について、作業方法を改善すること。	作業台の操作ボタンが高く作業がしづらい	床にパレット（板状の台）を敷き作業面の高さを調節する
<b>③疲労回復支援施設</b> 疲労やストレスを効果的に癒すことのできる休憩室等を設置・整理すること。	シャワー室がない	温水シャワー室の設置 
<b>④職場生活支援施設</b> 食堂、洗面所、トイレ等職場で必要となる施設等を清潔で使いやすい状態にしておくこと。	近くに食堂がない	社員食堂、給湯設備の設置 

### 快適な職場づくりを進める際に考慮すべきこと

#### 1) 継続的かつ計画的な取り組み

- ・担当者の選任等、体制を整備すること。
- ・機械設備等の性能や機能の確保についてのマニュアルを整備すること。
- ・作業内容の変更、年齢構成の変化、技術の進展等に対応した見直しを実施すること。



#### 2) 労働者の意見の反映・・・作業者の意見を反映する場を確保すること。

#### 3) 個人差への配慮・・・温度、照明等、職場の環境条件について、年齢等、個人差へ配慮すること。

#### 4) 潤いへの配慮・・・職場に潤いを持たせ、リラックスさせることへの配慮をすること。

※快適な職場づくりは事業者の努力義務ですが、どうすれば快適に仕事ができるかを一番知っているのは実際に働いている従業員です。**従業員の意見を反映し、個人差や生活の場への潤いの配慮**をしながら**継続的に**取り組みましょう。

### サポートセンターや相談窓口を利用する



快適な職場づくりのための情報提供、事業場への支援等を行うために、都道府県ごとに**快適職場推進センター**や**相談窓口**が設置されていますので積極的に利用しましょう。

新潟県の相談窓口：新潟労働局 労働基準部 健康安全課 TEL 025-288-3505  
 ホームページ (<https://jsite.mhlw.go.jp/niigata-roudoukyoku/>)

参考：厚労省 快適職場指針、快適職場づくり事例集（健康づくり推進部 関口 郷子 2022.7）